

平成18年1月1日

条例第199号

(目的)

第1条 この条例は、南丹市における無秩序な土砂等の埋立て等を防止するため、土砂等の埋立て等に対して必要な規制を行うことにより、当該区域及びその周辺の地域における災害の発生を未然に防止するとともに、人と自然が調和する良好な自然環境や健全な生活環境を維持し、市の秩序ある発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 埋立て等による土地の形状の変更に係る行為をいう。
- (2) 埋立て等 土砂等により埋立て、盛土及び堆積する行為又は切土をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地の範囲をいう。
- (4) 事業者 事業を施行する者をいう。

(適用事業)

第3条 この条例は、事業区域の面積が500平方メートル以上の場合(500平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する前に施行され、又は施行中の場合においては、当該事業の事業区域と既に施行され、又は施行中の事業区域の面積と合算して500平方メートル以上となるものを含む。)について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては適用しない。

- (1) 災害時に応急的に行うもの
- (2) 国、地方公共団体その他の公共団体又は規則で定める公共的団体等の行うもの
- (3) 規則で定める法令又は例規等により許可、認可等を受けて行うもの
- (4) 既存宅地の再造成で、自己の居住(付随する建物を含む。)の用に供するために
行う事業

(5) 同一地内の運土で、土砂等の流失による災害を引き起こすおそれのないもの
(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業を施行するに当たってその事業に起因する災害の発生を未然に防止するとともに、事業区域の良好な自然環境や生活環境の維持保全と安全を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(事業区域の土地所有者の責務)

第5条 事業区域の土地所有者は、事業者が前条の規定により講ずる必要な措置に協力するよう努めなければならない。

(事業の許可等)

第6条 事業者は、事業開始前に、規則で定めるところにより、当該事業に係る市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第7条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る事業の計画及び施行方法等が、次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

(1) 事業区域及び周辺区域における河川及び水路その他の公共施設が、当該事業の目的及び規模に照らして災害の防止に支障のないような構造及び規模で適正に措置されていること。

(2) 溢水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がされていること。

2 前項各号に規定する必要な措置に係る許可の基準は、規則で定める。

(付近住民の意見の尊重)

第8条 事業者は、事業計画について事業区域周辺の住民等の意見を尊重するものとし、説明会等によりあらかじめ必要な調整を図らなければならない。

(変更の許可)

第9条 事業者は、第6条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。

(氏名等の変更の届出)

第10条 事業者は、その住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)に変更があつたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第11条 第6条第1項の許可を受けた事業者から、その許可を譲り受け、又は借り受けた者は、既に許可を受けた事業者の地位を承継する。

2 第6条第1項の許可を受けた事業者に相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、既に許可を受けた事業者の地位を承継する。

3 前2項の規定により事業者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(停止命令等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、当該事業の停止を命じ、及び期限を定めて現状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、第6条第1項の許可を受けた者

(2) この条例の規定による許可を受けず、又は許可に付した条件に違反している者

2 市長は、事業者が事業を中止し、完了し、又は廃止しようとする場合において、環境の保全及び災害の防止を図るため必要な措置を命ずることができる。

(改善勧告)

第13条 市長は、事業者が第6条第2項の条件又は第7条の基準に違反して事業を施行しているときには、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第14条 市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わないときには、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、事業者が前条の規定による命令に従わないと認めるときには、第6条第1項又は第9条第1項の許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、事業者に対して直ちに現状回復その他必要な措置を命ずるものとする。

(聴聞)

第16条 市長は、前条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る事業者に対し、あらかじめ期日、場所及び事案の内容について通知した上、聴聞を行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りでない。

2 聴聞の手續に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(代執行)

第17条 市長は、第12条、第14条及び第15条第2項の規定による命令を受けた事業者が、指定された期間内に命じられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより自ら事業者が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業者から徴収することができる。

(事業完了の届出)

第18条 事業者は、当該事業が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく当該事業が許可の内容に適合しているか否かを確認しなければならない。

(事業の廃止)

第19条 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業を廃止しようとする事業者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴集等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し執行状況及びその他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(標識の掲示)

第21条 事業者は、事業の施行期間中、事業区域の周囲に規則で定める標識を掲示しなければならない。

(立入検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして事業区域に立ち入り、施設その他物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反事実の公表)

第23条 市長は、事業者が第12条の停止命令等又は第14条の改善命令に違反し、環境保全及び災害の防止を図る上で支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項の規定による許可を受けずに事業を行った者

(2) 第9条第1項の規定による許可を受けずに、第6条第1項の規定により許可を受けた事項を変更して事業を行った者

(3) 第12条、第14条又は第15条第2項の規定による命令に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項又は第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第21条の規定による標識を掲示しない者

(5) 第22条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の園部町開発事業等の規制に関する条例(平成4年園部町条例第12号)、日吉町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積行為の規制に関する条例(平成4年日吉町条例第17号)又は美山町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(平成6年美山町条例第15号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(令和元年12月23日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行期日までに受理した、改正前の南丹市開発事業等の規制に関する条例第6条の事前協議及び同条例第7条の許可に係る申請は、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(令和6条例31)
抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和6年12月23日条例第31号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

附 則(令和7年12月23日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。